

生徒心得

栃木県立黒磯南高等学校

この心得は、本校生徒としての基本的な「きまり」をまとめたものである。生徒はこの心得をよく守り、さらに本校生徒としての誇りと自覚を持ち自主的・積極的な生活態度と明朗快活な気風を養い、健全な学校生活が送れるように努めなければならない。

第1章 始業時刻・終業時刻・下校時刻

- 1 始業・終業及び下校の時刻は通常次のとおりとする。

始業時刻	8時35分	
終業時刻	15時40分	(火曜日 16時40分)
下校時刻	15時40分	(火曜日 16時40分)
- 2 生徒は始業時刻までに登校し、その日の授業に入れる態勢を整えておく。
- 3 始業時刻から終業時刻までは原則として校外に出ない。やむを得ず外出する場合はHRT等の許可を受け「外出許可証」を携帯する。
- 4 長期休業中に登校する場合は、「休業中生徒登校簿」に必要事項を記入し、前もって決められた計画にしたがって活動する。団体の場合は責任者がこれを行う。

第2章 授業及び試験

- 1 学習することは生徒の本分であることをわきまえ、常に積極的で、かつ真剣な態度で授業に臨む。また、学習上の疑問点については納得のいくまで解決するように心がける。
- 2 室内を整頓して静粛に能率的に学習が進められるようにする。みだりに騒音を発したり、私語を交わしたり、座席を変更したりして、他の生徒の学習を妨げるようなことはしない。
- 3 授業中の教室の出入りは、必ず教師の許可を受ける。
- 4 学習効果をあげるため、家庭学習を計画的に行う。
- 5 定期試験を受けるときは、次の事を守る。
 - (1) 座席は出席番号順にする。
 - (2) 教室内に持ち込めるのは筆記用具と解答に必要なもののみ。机の中は空にしておく。
 - (3) 試験時間中は、消しゴムや筆記用具などの貸借をしない。
 - (4) 不正行為やまぎらわしい行為は絶対にしない。
 - (5) 答案作成が終了した者も、よく見直しをする。
 - (6) 携帯電話は、電源を切ってかばんに入れておく。
 - (7) 終鈴まで退室しない。
- 6 授業の定期試験開始3日前から試験の終了時まで職員室に無断で出入りしない。

第3章 出欠席・早退・遅刻・忌引・その他

- 1 病気・事故などで欠席又は遅刻する場合は、保護者が電話や伝言などで予めH R Tに連絡する。なお、病気欠席1週間以上の場合は、診断書又はそれに代わるものを提出する。
- 2 遅刻した場合は、「遅刻カード」に必要事項を記入し、教頭に提出した後H R Tまたは教科担任に提出する。
- 3 早退する場合は、「早退カード」に必要事項を記入し、H R Tに連絡して許可を得る。病気の時は、養護教諭の指示を受ける。その後、教頭に提出し許可を得る。
- 4 次の各項に該当する場合、校長の承認を得たものはH R Tを出席扱いとする。
 - (1) 特別活動等で学校を代表して参加する場合
 - (2) 進学・就職のため受験する場合
 - (3) 交通機関が事故などにより遅延した場合
 - (4) その他学校長が認めた場合
- 5 忌引をする場合は、その理由をH R Tに申し出て届を提出する。
忌引日数は次のとおりとする。

父母…7日	祖父母…3日	兄弟姉妹…3日	曾祖父母…1日	叔伯父母…1日
姪甥…1日	その他の同居家族…1日			

(遠隔地の場合、実際に要した往復日数を加える。)

第4章 礼 儀

- 1 礼はお互いに敬愛と親和の情を表すものでなければならない。他人の迷惑になるような言動は慎み、常に礼儀を正しくする。
- 2 校内で教職員や来客に会ったときは礼と共に挨拶し、生徒間においても互いに明るく挨拶を交わす。
- 3 校舎内の行動は静粛を旨とし、廊下は静かに歩く。
- 4 校長室・職員室・事務室などに入るときは、コート類は脱ぎ、ドアをノックする。
- 5 言葉は明瞭・的確・品位のあるものを用い、職員・来客・その他年上の人には敬語を用いる。

第5章 服 装

別紙、服装に関する規程を参照

第6章 校 内 生 活

1 清掃美化

- (1) 常に校舎内外の清掃美化に努め、学習環境を整えるように心がける。
- (2) 清掃時間には、HRに割り当てられた分担区域の清掃整理を責任を持って行う。
- (3) 清掃終了後速やかに係職員に報告する。
- (4) 机・椅子等は常にその位置を正しくし、机・ロッカーの中は清潔にしておく。
- (5) 用済みになった掲示物は速やかに除き、後はきれいにしておく。
- (6) 土足で校舎に入ったり、上履きのまま校庭に出ない。

2 団体・集会・掲示・出版・放送

次の場合は係教職員を通じ、校長の許可を受ける。

- (1) 団体を結成しようとする時。
- (2) 集会や掲示を行う時。
- (3) 出版物を出そうとする時。
- (4) 校内放送により通達しようとする時。

3 携帯品・所持品

- (1) 教科学習・特別教育活動に必要なもの以外は持参しない。
- (2) 所持品には必ず校名・学年・組・氏名を明記しておく。
- (3) 学校には、多額の金銭を持参しない。なお、多額の金銭・貴重品などを持参したときは、貴重品袋を利用しHR Tに保管を依頼するなどの措置をする。
- (4) 刃物等危険なものは持参しない。
- (5) 携帯電話は、始業時刻から終業時刻まで電源を切る。

4 遺失物・拾得物

- (1) 金品を遺失したり、盗難にあったときは、速やかにHR Tに届け出る。
- (2) 金品を拾得したときは、速やかにHR Tまたは係職員に届け出る。
- (3) 生徒相互間での金品の貸借、物品の売買はしない。

5 校舎・校具の保全

- (1) 学校の施設・備品は大切に取り扱い、使用後は確実に後片付けをする。
- (2) 校舎・校具等を使用する場合は、係職員の許可を受け、その指示に従う。
- (3) 校舎・校具等を破損した場合は、速やかにHR Tまたは係職員に届け出て、その指示を受ける。なお、原則として自分で修理するか、実費を弁償することになる。
- (4) 校舎・校具等には絶対に落書きをしない。

6 災害防除

- (1) 許可なくして校内で火気・電気器具を取り扱わない。
- (2) 火気その他の異常を認めた場合は、速やかに教職員に連絡する。
- (3) 火災等の災害の場合は、あらかじめ定めてある計画に従い、敏速に行動する。
- (4) 学校の非常口・消火器・避難袋などの位置を確認しておく。

第7章 特別活動および部活動

1 特別活動等

(1) ホームルーム活動

- ① ホームルームは教師及び級友の心のふれあいを通して、学校生活を充実させる基礎的な生活の場であるから、お互いに親愛の情をもって協力し合う。
- ② ホームルームの諸調査や提出物は遅れないようにする。
- ③ ホームルームの役員や週番・当番になった者は、別に定める規定により責任をもってその任務に当たる。

(2) 生徒会

- ① 生徒会は、将来の望ましい公民的資質を養うための場であるから、積極的に参加協力して会の発展に努めると共に、常に良識のある行動をとる。

(3) 部活動

- ① 部活動を通して心身の鍛練を図り、より学校生活を充実させるために、いずれかの部に属して活動することが望ましい。
- ② 部室や用具の清掃・整理・保全については、その部が責任をもって行う。
- ③ 対外試合や大会・コンクール等に参加する者はもちろん、これを応援する者も本校生徒としての自覚を持ちフェアプレイの精神に徹した行動をとる。

2 学校で計画した諸行事には、生徒としての自覚をもって積極的に参加協力する。

第8章 通学

- 1 交通道徳・交通法規を厳守し、常に事故防止に努め、交通の安全を図る。
- 2 学校に届け出た通学方法及び通学路により通学する。通学途中は公衆道徳の高揚に努め高校生としての節度ある言動をする。
- 3 交通事故や交通違反については速やかにHRTに届け出る。
- 4 自転車・バイク・電車等で通学する場合には別に定める「規定」に従う。
- 5 通学路には人家の少ないところが多いので、互いに誘い合って集団で通学する。特に女子は防犯ベルを携帯するなど、安全な通学を心がける。

第9章 校外生活

1 男女交際

- (1) お互いに人格を尊重し、理解と協力に努め、明るく健全な交際をする。
 - (2) 生徒としての本分をわきまえ、常に自分の言動に責任を持ち、他人の誤解を受けたり批判されたりしないようにする。
- 2 校外の団体に加入するときは、保護者等からHRTを通じて校長に願い出て許可を受ける。
 - 3 下宿をしようとするときは、事前にHRTに相談し「下宿届」を提出する。
 - 4 外出する場合は、保護者等にその目的・場所・帰宅時間等を明らかに告げて出る。
 - 5 外泊および夜間外出は厳に慎む。ただし正当な理由で保護者等が認めている場合はその限りではない。

- 6 次の場合は、本校所定の願届けをH R Tを通して校長に提出し許可を受ける。
 - (1) 宿泊を要する旅行
 - (2) 登山
 - (3) 集会（クラス会等）開催・集会参加等
 - (4) 自動車教習・運転免許取得、その他の受検等
- 7 アルバイト
 - (1) 長期休業中にアルバイトをする場合は、「アルバイト許可願」を提出して校長の許可を得る。アルバイト終了後は「アルバイト報告書」を提出する。
 - (2) 次の場合は認めない。
 - ① 本人の学業成績・生活態度・健康等からみて問題のある場合
 - ② 仕事内容・勤務条件等が不適當で、生徒の生活が乱される恐れのある場合
 - ③ 職場の環境が悪く、また行き届いた指導監督が期待できない場合
 - ④ その他、不適當と認められる場合
 - (3) 特別な事情でアルバイトをする場合は「アルバイト特別許可申請書」を提出し、承認後、「アルバイト特別許可願」を提出して校長の許可を得る。
- 8 他校生との関係
 - (1) 他校生に対しては、互いに友好親愛の態度をとる。問題が生じた場合にはH R Tなどに直ちに連絡しその指示を受ける。
 - (2) 他校の生徒会、部などと交渉するときは両校の顧問教師を通して行う。
- 9 禁止事項
 - (1) 不健全な飲食店・娯楽場等、その他生徒として不適當な場所への出入り
 - (2) 不純異性交遊
 - (3) 他人の車への乗車
 - (4) 交通法規・その他一般法令違反
 - (5) その他、高校生としての本分にもとる行為

第10章 保 健 衛 生

- 1 各自保健衛生に留意すると共に、広く公衆の衛生について心がける。
- 2 身体・衣服等は常に清潔にする。
- 3 教室の採光・換気に留意する。
- 4 健康診断を受け、絶えず自己の健康保持に注意する。
- 5 病気や負傷の際は、速やかにH R Tに連絡し、保健室で応急の処置を受ける。
- 6 保健室は無断で使用しない。ベッド使用は養護教諭等から指示された場合に限る。
- 7 伝染病（インフルエンザ・水疱瘡等）と診断された場合には、その旨学校に届け出て指示を受ける。

第 1 1 章 授業料・諸会費及び諸証明書

- 1 諸会費の納入については、基本的に口座振替とし、学校長が指定する期日に利用者の指定した金融機関の預金口座から自動引落により納入する。ただし、口座振替を利用しない場合は、納入する月の 10 日までに事務室窓口で納入する。なお、口座振替が不能となった場合は、事務室窓口で納入するものとし、諸般の事情により納入が困難な場合は、H R T を通じて事務に申し出る。
- 2 諸証明書の交付を受ける場合は、事務室備え付けの交付願用紙に必要事項を記入し、H R T を経て事務室に提出し交付を受けるものとする。
- 3 身分証明書
 - (1) 入学時に交付する。
 - (2) 身分証明書は、生徒手帳と共に登下校及び外出の際には必ず携帯する。
 - (3) 紛失した場合には、直ちに H R T に届け出て、再交付を受けるものとする。

4 学割証

次の「使用目的の範囲」により、使用 3 日前までに申請し、交付を受ける。不正使用した場合は、本人が法による処分を受けるほか、学校全体が割引証の使用を禁止されることがある。

使用目的の範囲

- (1) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (2) 就職又は進学のための受験等
- (3) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (4) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (5) 保護者等の旅行への随行

第 1 2 章 願 ・ 届

- 1 願・届は、保護者等が H R T を経て学校長に提出する。
- 2 願・届用紙の大きさは A 4 版、縦長、横書きとする。
- 3 願・届の主たるものは、下表のとおりである。

(種類)	(様式)	(学校に備え付けてある願・届用紙)
欠席届	1	・出席認定届 ・バイク通学許可願
遅刻届	1	・アルバイト許可願 ・免許取得許可願
早退届	1	・アルバイト報告書 ・免許取得届
欠課届	1	・アルバイト特別許可申請書 ・校外活動許可願
忌引届	1	・アルバイト特別許可願 ・諸証明書交付願
休学願	2	・自転車通学許可願 ・下宿届
復学願	3	・校外団体加盟許可願
転学願	4	・学割証交付申請書
留学願	5	
退学願	6	
住所変更届	7	
保護者等（保証人）異動届	8	

《服装に関する規定》

- 1 服装はその人の心を表すもので高校生としての品位を問われるものであるから清潔で質素を心掛ける。
- 2 服装は本校指定のものを着用し、バッジ類はつけない。
- 3 携帯品等は華美にならないように留意する。
- 4 規定以外の服装で通学する時は、H R Tの許可を受ける。
- 5 夏服着用期間は6月1日から9月30日、冬服着用期間は10月1日から5月31日を原則とする。
- 6 頭髮は高校生らしく清潔に整える。
- 7 その他、服装、身だしなみについての細部は別表のとおりとする。

正装	冬服	男	ブレザー・ポロシャツ・スラックス・黒、濃紺ソックス
		女	ブレザー・ポロシャツ・スラックス・キュロット・黒、濃紺ソックス
	夏服	男	ポロシャツ・スラックス・黒、濃紺ソックス
		女	ポロシャツ・スラックス・キュロット・黒、濃紺ソックス
靴下	男	女	黒、濃紺、白色の華美でないもの（ワンポイントは可）

- ※入学式・卒業式は、男子は黒ソックス、女子は黒ストッキング・タイツを着用する。
 ※ブレザー、ポロシャツ、スラックス、キュロット、セーター、ベストは全て学校指定。
 ※キュロットの丈基準
 膝蓋骨の上端部とする。
 ※冬服着用期間でも、暑い時はブレザーを脱いでもよい。
 ただし、集会時は、原則ブレザーを最上衣とする。
 ※夏服着用期間でも、寒い時はブレザー、セーター、ベストを着用してもよい。
 ※女子のストッキング・タイツの着用について
 防寒用として黒、ベージュのストッキング・タイツを着用してもよい。
 ※制服の不正な改造をしない。

頭髪	男子	・前髪は目にかからない。 ・横髪は耳の半分程度。 ・後ろ髪は襟にかからない。 ・熱加工や染色、脱色をしない。 ・流行を追った変型の髪型をしない。
	女子	・前髪は目にかからない。 ・熱加工や染色、脱色をしない。 ・華美なりボン、ヘアバンド、ヘアピンはしない。
その他		高校生としての品位を失うものは身につけない。 （ネックレス、指輪、ピアス、サングラス、カラーコンタクトなど） 化粧品、有色リップクリーム、香料の使用はしない。

《交通安全に関する規定》

常に人命の尊さを考え、道路交通法および本校の諸規定を守り、交通マナーの向上に努める。

1 禁止事項

次の行為は絶対にしてはならない。違反した場合は特に厳しく指導する。

- (1) 無許可バイク通学
- (2) 無許可免許取得
- (3) 集団暴走行為
- (4) 飲酒・薬物などを使用しての運転
- (5) 無免許運転
- (6) 自動二輪免許取得
- (7) 自動二輪への同乗
- (8) その他、事故につながる恐れのある無謀・危険な運転

2 通学

(1) 通学路

通学路は、保護者等とよく相談し、安全な通学路の確保に心掛ける。

(2) 徒歩通学

徒歩通学生徒は、被害者となりやすい立場にあることを自覚し、常に正しい歩行に努め安全に留意する。

(3) 電車・バス通学

電車・バス等公共交通機関を利用して通学する生徒は、マナーを守り、他の迷惑となるような行為をしてはならない。

(4) 自転車通学

- ① 自転車通学は許可制である。
- ② 希望生徒は「自転車通学許可願」をH R Tに提出し、学校長の許可を受ける。
- ③ 許可を受けた生徒は、自転車の安全点検を受けた後、登録ステッカーを貼付する。
- ④ 次の事項を必ず守る。
 - (ア) 二人乗り、並進、傘さし運転をしない。（雨天時は雨合羽を着用する。）
 - (イ) 使用する自転車は、ハンドルの変形等の改造をしない。また、車籍登録がしてあること。
 - (ウ) 校内の指定された駐輪場に置き、必ず二重に鍵をかける。
- ⑤ 定期的に点検整備を行う。（特に、ブレーキ、ライト、タイヤ等。）

(5) バイク通学

- ① バイク通学は許可制で、通学距離が片道8 km以上であることを原則とする。ただし、部活動等特別の事情がある場合、別途考慮する。
- ② 希望者は、「バイク通学許可願」をH R Tに提出し、保護者等とともに係の事前指導を受けた後、学校長より許可を受ける。
- ③ 許可を受けた生徒は、登録ステッカーを車両とヘルメットに貼付する。

④ 通学に使用する車両について

(ア) 原付（50cc）とする。

(イ) ヘルメットは白色のフルフェイスまたはジェットタイプのヘルメットとする。

(ウ) 自賠責保険（有効期限の確認も含む）と任意保険に必ず加入する。

⑤ 次の事項を必ず守る。

(ア) 速度超過、一時不停止、定員外乗車などの交通法規違反を絶対にしない。

(イ) 校内の指定された駐輪場に置き、必ず施錠する。

(ウ) バイクの貸し借りは絶対にしない。

(エ) 定期的に点検整備を行う。（特に、ブレーキ、ライト、タイヤ、バッテリーなど）

(6) その他の通学

① 乗用車で送迎を受ける場合、乗り降りは校門の内側で行う。

② 家族以外のものによる送迎は受けないこと。

3 通学时以外のバイクの使用

(1) 交通法規を正しく守り、常に安全運転に心掛ける。

(2) 遊びでのバイクの使用はしない。

(3) バイクを不当に改造しない。

4 交通事故・違反の申し出

交通事故（被害・自損・加害）や交通違反については、必ず（遅くとも2日以内）HRTまたは交通担当教員に届け出る。

5 免許の取得手続き

(1) 原付免許

① 原付免許を取得しようとする生徒は、「原付免許取得許可願」をHRTに提出し、学校長の許可を受ける。

② 取得の時期は、原則として長期休業中とする。

③ 免許取得後は、「原付免許取得届」をHRTに提出する。

(2) 普通免許

① 普通免許を取得しようとする生徒は、「普通免許取得許可願」をHRTに提出し、学校長の許可を受ける。

② 許可を受けた生徒は、「普通免許取得許可証」を教習所へ提示すると同時に、入所手続きをする。

③ 教習所で実施する検定試験の受検は、「普通免許検定受検届」をHRTに提出し許可を受ける。

④ 免許取得後は、「免許取得届」をHRTに提出する。

6 普通免許取得に関する諸注意

(1) 普通免許取得に際しては、次の事項を厳守する。なお、違反した場合は厳しく指導する。

(2) 免許取得のための教習は、第3学年の12月第2週以降から開始する。

(3) 教習は、学習活動に支障をきたさないよう放課後、休業日、冬休み、特別学習期間を利用する。

(4) 欠席、遅刻、早退、外出による教習は、一切許可しない。

(5) 定期試験期間中及びその1週間前は、教習を禁止する。

(6) 「仮検」・「卒検」は原則として、休業日もしくは特別学習期間中に受検する。ただし特別の事情がある場合、平日でも受検が許可されるので、事前にHRTとよく相談する。

- (7) 教習時において、喫煙や他校生とのトラブル等問題行動を起こしてはならない。
- (8) 教習手帳の点検を随時実施する。
- (9) 家族、教習所以外の車により、送迎を受けることを禁止する。
- (10) 公安委員会が実施する「本検」は、特別学習期間に入ってから受検する。
- (11) 免許を取得しても、卒業まで乗用車を運転することを禁止する。

7 指導内規

- (1) 禁止事項以外の道路交通法違反は、生徒の自主的申し出を促し、その内容・状況等を協議し、適切な指導をする。
- (2) 本人の違反に起因する交通事故については、状況等を協議し、必要に応じて適切な指導をする。
- (3) その他、「交通安全に関する規定」に違反した事例については、その内容に応じて適切な指導をする。
- (4) 事故・違反防止のための事前の交通安全教育指導については、時宜に応じて全生徒・保護者への周知徹底に努める。

以上